

【取組の概要】

消防団は、市町村の条例に基づいて設置される消防機関の一つです。消防機関は、常備消防機関と非常備消防機関に分かれ、多くは非常備消防機関です。また、消防団員は非常勤特別職の地方公務員で、普段は他の職業や学業を持ちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、団結して地域の防災にあたっています。

社会環境の変化や過去の災害履歴より、大規模災害時の災害防御、住民の避難支援、水防、救助、住民に対する平常時における防災の啓発等、消防団が担う役割が幅広くなっています。しかしながら、人口減少や少子高齢化に伴い、消防団の団員の減少と高齢化が目立ちますが、地方公共団体は、充実及び強化することが必要となっています。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・消防団の団員の減少等の対する主な充実・強化策は以下のとおりです。継続的な取組が必要です。
 - ①常備消防・自主防災組織等との連携
 - ②被雇用者団員等の活動環境の整備
 - ③消防団員の士気の維持・向上等
 - ④女性・学生消防団員の入団促進
 - ⑤将来の消防団員等の地域防災を担う人材の育成
 - ⑥住民への広報 等
- ・②は、消防団活動を支援する協力事業所を増やし、被雇用者団員である消防団員が活動しやすい環境をすることです。
- ・消防団の人材育成の方法として、青少年消防クラブ等、子どもたちが参加する活動の取組を行っている事例があります。
- ・東日本大震災では、住民の避難誘導や水門等を閉めるために消防団が活躍しましたが、消防団の方々が津波に飲み込まれるなど、多くの犠牲者が出ました。水門等の閉塞の自動化などの推進とあわせて、消防団員の活動の安全確保を図ることが重要です。

◆参考資料

- ・総務省消防庁 HP 「消防団オフィシャルサイト」

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>

- ・防災研修カリキュラム・講師支援教材（総務省消防庁国民保護・防災部防災課、平成 20 年 3 月）

http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou20nen.html

- ・「消防団の充実強化についての検討会」報告書（消防団の充実強化についての検討会、総務省消防庁、平成 22 年 12 月）

http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou22nen.html

【事例】

○尾鷲市の取組

- ・尾鷲市の女性消防団員は、消火活動に加え、啓発活動(防火・防災・普通救命等)や災害時の後方支援活動など幅広く活動を行っています。

